

水田農業構造改革交付金業務方法書

第1章 総 則

(目的)

第1条 この業務方法書は、水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、水田農業構造改革交付金等交付要綱（平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知。）、稲作構造改革促進交付金交付要綱（平成19年3月30日付け18総食第1316号農林水産事務次官依命通知。）及び水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「県推進会議」という。）が行う水田農業構造改革交付金に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 県推進会議は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、水田農業構造改革交付金等交付要綱、稲作構造改革促進交付金交付要綱、実施要領、水田農業構造改革交付金（以下「交付金」という。）の交付決定に当たって東北農政局長から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に資金を安全に管理しつつ、地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という。）に対する地域協議会助成事業、新需給調整システム定着交付金助成事業及び流通改善対策促進事業に係る助成金の交付その他の業務を適正かつ効率的に運営しなければならない。

2 県推進会議は、実施要綱、実施要領その他の法令等を遵守するとともに本業務方法書に定めた手続に従って産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業の実施等を行う地域協議会に対し、地域協議会助成事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業に係る助成金を交付するものとする。また、流通改善対策促進事業を行う認定方針作成者又は都道府県段階の農業者団体若しくは集荷団体に対し、流通改善対策促進事業に係る助成金を交付するものとする。

第2章 事業の実施

(実施方針)

第3条 県推進会議会長は、毎年度、実施要領第5の6の(1)に定めるところにより実施方針を作成し、総会の議決を得、福島農政事務所長を經由して国の承認を受けた後、県推進会議の区域の地域協議会長（地域協議会長が定まっていない場合については、市町村長又は他の地域協議会の会員となる予定の者）に別紙様式第1号により通知するものとする。

(産地確立計画書)

第4条 地域協議会長は、産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業を実施しようとする場合には、毎年度、実施要領別紙様式第2-5号により産地確立計画書を作成し、4月30日までに実施要領別紙様式第2-6号により県推進会議会長に承認を申請しなければならない。その際、実施要領別紙様式第1-8号に

より取りまとめた地域水田農業ビジョンの点検及び見直し結果を添付するものとする。

- 2 県推進会議会長は、前項の申請を受けたときは、その内容が実施要綱、実施要領及び第3条の実施方針に照らして適当であることを確認の上、福島農政事務所長を経由して東北農政局長に実施要領別紙様式第2-7号により協議し、その同意を得るものとする。
- 3 県推進会議会長は、前項により東北農政局長の同意を得たときは、第1項により申請のあった産地確立計画書を承認し、地域協議会長に実施要領別紙様式第2-8号により通知するものとする。
- 4 産地確立計画書の承認を受けた地域協議会長は、速やかに産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業の助成の対象となり得る者に産地確立計画書の内容を周知するものとする。

(営農計画書)

第5条 地域協議会長は、実施要領別紙13を参考に営農計画書の様式を作成し、産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業の助成の対象となり得る者に配布し、提出期限を定め、当該地域協議会から当該助成金を受けようとする者に必要事項を記入させた上で、その提出を受けるものとする。

- 2 地域協議会長は、前項の営農計画書の提出を受けるに当たっては、営農計画書の提出者に対して、前項の助成金の授受に関して必要な事項についての承諾を得なければならない。
- 3 地域協議会長は、地域協議会の区域を越えて耕作している者から営農計画書の提出を受けた場合には、関係する地域協議会と調整を行い、その取扱いについて決定するものとする。その結果、助成要件の確認を行うことが不可能であると判断して、当該営農計画書に記載された取組の全部又は一部を助成対象から外した場合には、当該営農計画書の提出者にその決定の内容及び理由並びに不服を申し立てることのできる期間を別紙様式第2号により通知するものとする。
- 4 地域協議会長は、前項の通知を受けた者がその内容に不服がある場合には、その者に通知が到達した日から地域協議会長が定めた期間以内に、その者が助成要件を満たしていることを証明する方法を提示させることにより不服の申立てを受けるものとする。
- 5 前項の不服の申立てを受けた地域協議会長は、当該不服を申し立てた者が提示した助成要件を満たしていることを証明する方法が妥当であると判断した場合については、第3項の通知を取り下げ、証明内容の提示の期限を定め、その旨をその者に通知するものとする。また、当該地域協議会長は、その者が提示した助成要件を満たしていることを証明する方法が不十分であると判断した場合については、不十分な点及び理由をその者に通知するものとする。

(流通改善対策促進事業の支援数量の決定)

第6条 県推進会議会長は、流通改善対策促進事業を実施しようとするときは、助成対象となり得る者に対し、提出期限を定め、別紙様式第3号により、申請させるものとする。

- 2 県推進会議会長は、実施要領別紙様式第2-9号により、支援対象米穀の生産年の翌年11月30日までに、福島農政事務所長を経由して東北農政局長に提出し、国から通知のあった数量をもとに、支援対象者ごとの支援数量、自主的目標

数量及び自主的生産調整面積を決定し、支援対象者に別紙様式第4号により通知するものとする。

(交付金の減額分の報告)

第7条 地域協議会長は、実施要領第5の1の(2)に定めるところにより、市町村から必要な情報の提供を受け、当該地域協議会の減額分の計算を行い、実施要領別紙様式第2-1号により、原則として12月15日までに県推進会議会長に報告するものとする。

(地域協議会助成事業に係る助成金の請求及び支払)

第8条 地域協議会長は、第3条の実施方針に示された配分額から前条の減額分を控除した額(以下「助成可能枠」という。)から既に交付された額を控除した額の範囲内で、産地確立事業の実施に必要な経費に対する助成金のうち、地域協議会自らが行う活動に必要な経費に係る部分にあっては県推進会議会長が別途定める日までに、実施要綱別紙1第2の3から6までに掲げる事業の助成の対象となり得る者への助成に必要な経費に係る部分にあっては原則として2月28日までに別紙様式第5号により県推進会議会長に請求するものとする。

2 前項の実施要綱別紙1第2の3から6までに掲げる事業の助成の対象となり得る者への助成に必要な経費に係る部分の請求については、地域協議会は、第5条に基づき提出のあった営農計画書に記載された取組が産地確立計画書に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成することが適当と認められる取組に係る助成金額を取りまとめてするものとする。その結果、その請求額が助成可能枠から既に交付された額を控除した額を超える場合には、産地確立計画書に定めるところに従い、単価の調整、翌年度支払等(稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業にあっては、単価の調整に限る。)により対応するものとする。なお、請求額が助成可能枠を下回る場合には、単価の調整を行わないものとする。

3 第1項の実施要綱別紙1第2の3から6までに掲げる事業の助成の対象となり得る者への助成に必要な経費(前年度の取組への助成に必要な経費は除く。)に係る部分の請求については、地域協議会は、第7条に定める減額分の報告を行う日まですることができない。

ただし、やむを得ない事情により、減額報告ができない場合にあっては、この限りではないものとする。

4 県推進会議は、地域協議会から第1項の請求があり、その内容が適正であると認めた場合には、助成可能枠の範囲内で、第14条第1項の産地確立交付金勘定及び稲作構造改革促進交付金勘定の資金から速やかに助成金を地域協議会に交付するとともに、県推進会議会長は、地域協議会長に当該交付額、既交付額並びに助成可能枠から当該交付額及び既交付額を合算した額を控除した差額を別紙様式第6号により通知するものとする。

(産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地確立特別加算事業に係る助成金の支払)

第9条 地域協議会は、第5条に基づき提出のあった営農計画書に記載された取組が産地確立計画書に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成することが適当と認められる場合には、産地確立計画書に定められた助成金の計算方法(助成可能枠を超えた場合における対応を含む。)に従い、営農計画書の提出者ごとの助成額を計算し、助成要件を満たす営農計画書の提出者に助成金を交付するとともに、地域協議会長は、当該営農計画書の提出者に交付額を別

紙様式第7号により通知するものとする。

- 2 前項の場合において、県推進会議から第8条第4項により交付された地域協議会助成事業に係る助成金があるときは、地域協議会は、当該助成金が交付されてから遅滞なく営農計画書の提出者に前項の助成金を交付するものとする。
- 3 第1項の助成額の計算に当たっては、地域協議会は、助成要件等の確認の結果、営農計画書の内容に誤りがある場合にあってはその部分を訂正、追加又は削除し、要件を満たさない取組がある場合にあってはその取組について記載されている部分を削除するものとする。
- 4 地域協議会長は、第1項の交付額の通知を行う際、前項により助成要件等の確認結果に基づき提出のあった営農計画書の内容を訂正、追加又は削除した場合(要件を満たさない取組を削除した場合を含む。以下同じ。)又は前条第2項により助成可能枠を超えたことによる単価の調整等を行った場合には、その旨を記載するものとする。また、通知する当該交付額に交付金以外の財源に係る額が含まれる場合には、国費に相当する額を明記するものとする。
- 5 第1項の助成要件を確認する場合において、地域協議会が、認定農業者等が水田経営所得安定対策に加入していないことを地方農政事務所等に確認する必要があるときは、別紙様式第8号によるものとする。

(新需給調整システム定着交付金助成事業に係る助成金の請求及び支払)

第10条 地域協議会長は、新需給調整システム定着交付金助成事業の実施に必要な経費(第3条の実施方針に示された新需給調整システム定着交付金の活用方針(以下「定着交付金活用方針」という。)で定められているものに限る。)に対する助成金について、2月28日までの間で県推進会議会長が別途定める日までに、別紙様式第5号により県推進会議会長に請求するものとする。

- 2 前項の助成金の請求については、地域協議会は、第5条に基づき提出のあった営農計画書に記載された取組が定着交付金活用方針に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成することが適当と認められる取組に係る助成金額を取りまとめするものとする。
- 3 県推進会議は、地域協議会長から第1項の請求があり、その内容が適正であると認めた場合には、国から県推進会議に提示された配分額(地域協議会助成事業分と新需給調整システム定着交付金助成事業分との融通を行った場合については、融通後の額)の範囲内で定着交付金活用方針で定めた方法により調整を行い、第15条第1項の新需給調整システム定着交付金助成事業勘定の資金から速やかに助成金を地域協議会に交付するとともに、県推進会議会長は、地域協議会長に交付額を別紙様式第6号により通知するものとする。
- 4 県推進会議会長は、前項の交付額の通知を行う際、定着交付金活用方針で定めた方法により交付額の調整を行った場合には、調整の結果を通知に記載するものとする。
- 5 地域協議会は、県推進会議から第3項の助成金の交付を受けたときは、第2項により助成することが適当と認められる取組について、定着交付金活用方針に定められた助成金の計算方法(前項による交付額の調整及び地域協議会による額の上乗せを含む。)に従い、営農計画書の提出者ごとの助成額を計算し、助成要件を満たす営農計画書の提出者に助成金を遅滞なく交付するとともに、地域協議会長は、当該営農計画書の提出者に交付額を別紙様式第7号により通知するものとする。
- 6 前項の助成額の計算に当たっては、地域協議会は、助成要件等の確認の結果、

営農計画書の内容に誤りがある場合にあってはその部分を訂正、追加又は削除し、要件を満たさない取組がある場合にあってはその取組について記載されている部分を削除するものとする。

- 7 地域協議会会長は、前項の交付額の通知を行う際、第6項により助成要件等の確認結果に基づき提出のあった営農計画書の内容を訂正、追加又は削除した場合又は県推進会議が交付額の調整を行った場合には、その旨を記載するものとする。また、通知する当該交付額に交付金以外の財源に係る額が含まれる場合には、国費に相当する額を明記するものとする。

(流通改善対策促進事業に係る助成金の支払)

第11条 県推進会議から助成金を受けようとする支援対象者は、支援対象者が保有する販売未契約米穀の数量を証明する書類等を添えて、支援対象米穀の生産年の翌々年の12月15日までに、別紙様式第9号により請求を行うものとする。

- 2 県推進会議は、支援対象者から第1項の請求があり、その内容が適正であると認めた場合には、支援対象者ごとの助成額を計算し、助成金を交付するとともに、県推進会議会長は、当該支援対象者に交付額を別紙様式第10号により通知するものとする。

(助成金の返納)

第12条 地域協議会助成事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業に係る助成金の交付を受けた地域協議会は、産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業に係る助成金の交付を受けた者が、地域協議会から助成金を受けた後に助成要件を満たさないこと等が判明した場合には、その者に対して助成要件を満たさない取組に係る助成金を速やかに返納させなければならない。

- 2 前項の返納があった場合又は県推進会議から助成金を受けた後、当該地域協議会が自ら行った活動に実際に要した経費が県推進会議に請求したときに必要であるとした経費の額を下回った場合には、地域協議会助成事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業に係る助成金の一部を県推進会議に返納しなければならない。
- 3 また、前年度の取組への助成に必要な経費及び地域協議会が当該年度の産地確立計画書に従い自らが行う活動への助成に必要な経費に係る助成金を受けた後、その額が当該年度の助成可能枠を超えた場合には、その超えた額を県推進会議を経由して国に返納しなければならない。
- 4 県推進会議会長は、地域協議会が実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、地域協議会助成事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業に係る助成金の全部又は一部について、返納を求めることができる。この場合には、県推進会議会長は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を地域協議会会長に送付しなければならない。
- 5 前項の助成金の返納を求められた地域協議会は、前項の期日までに求められた額を県推進会議に返納しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、地域協議会会長は、県推進会議会長に対し、期日の延長又は返納の全部若しくは一部の取消しを求めることができる。この措置を求める場合には、地域協議会会長は、期日までに返納できない理由又は返還を困難とする理由を記載した書面を返納の期日の前日までに県推進会議会長に提出しなければならない。
- 6 県推進会議会長は、前項の期日の延長又は返納の全部若しくは一部の取消しを

求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあってはこれを認め、改めて、返納の額及び返納の期日を記載した書面（期日の延長の場合にあっては返納の期日のみを、返納の全部の取消しの場合にあってはその旨を記載した書面）を地域協議会長に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあってはその旨を地域協議会長に通知するものとする。

- 7 県推進会議会長は、地域協議会が第2項若しくは第3項の返納を相当の期間行わない場合又は第5項の返納を期日（前項の規定により期日の延長を行った場合にあってはその期日、前項の規定により期日の延長を認めなかった場合にあっては第4項の期日に第5項の書面を県推進会議会長が提出を受けた日から前項の書面が当該地域協議会長に到達した日までの日数を加えた日に、さらに5営業日を加えた日）を経過してもなお行わない場合には、当該地域協議会への地域協議会助成事業及び新需給調整システム定着交付金助成事業に係る助成金の交付を停止するものとする。また、県推進会議会長は、東北農政局長から当該地域協議会の産地確立計画書の承認を取り消すこと、翌年度以降の当該地域協議会への交付金の配分は行わないこと、当該年度の当該地域協議会の助成可能枠から既交付額を控除した額を国に返還することその他とるべき措置について指示を受けるとともに、その指示の内容について総会の議決を得なければならない。
- 8 県推進会議会長は、流通改善対策促進事業に係る助成金の交付を受けた支援対象者が、県推進会議から助成金を受けた後に助成要件を満たさないこと等が判明した場合には、その者に対して助成要件を満たさない取組に係る助成金を速やかに返納させなければならない。
- 9 県推進会議会長は、支援対象者が実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、流通改善対策促進事業に係る助成金の全部又は一部について、返納を求めることができる。この場合には、県推進会議会長は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を支援対象者に送付しなければならない。
- 10 県推進会議会長は、前項の助成金の返納の通知を行った場合には、支援対象者に対し前項の期日までに返納させるものとする。ただし、支援対象者から期日の前日までに期日までに返納できない理由又は返還を困難とする理由を記載した書面をもって、期日の延長又は返納の全部若しくは一部の取消しを求められた場合には、県推進会議会長は、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあってはこれを認め、改めて、返納の額及び返納の期日を記載した書面（期日の延長の場合にあっては返納の期日のみを、返納の全部の取消しの場合にあってはその旨を記載した書面）を支援対象者に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあってはその旨を支援対象者に通知するものとする。
- 11 県推進会議会長は、支援対象者が第8項の返納を相当の期間行わない場合又は前項の返納を期日（前項の規定により期日の延長を行った場合にあってはその期日、前項の規定により期日の延長を認めなかった場合にあっては第9項の期日に前項の書面を県推進会議会長が提出を受けた日から前項の書面が当該支援対象者に到達した日までの日数を加えた日に、さらに5営業日を加えた日）を経過してもなお行わない場合には、支援対象者への流通改善対策促進事業に係る助成金の交付を停止するものとする。また、県推進会議会長は、東北農政局長から支援対象者の在庫数量申請書の承認を取り消すこと、翌年度以降の支援対象者への交付

金の配分は行わないことその他とるべき措置について指示を受けるとともに、その指示の内容について総会の議決を得なければならない。

(事業の中止又は廃止)

- 第 13 条 地域協議会長は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに県推進会議に報告してその指示を受けなければならない。この指示を求める場合には、地域協議会長は、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を県推進会議会長に提出しなければならない。
- 2 県推進会議会長は、支援対象者が流通改善対策促進事業の遂行が困難になった場合には、速やかに支援対象者に対し、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を提出させ、それに対する指示を出さなければならない。

第 3 章 資金の管理

(資金の管理)

- 第 14 条 県推進会議は、国からの産地確立交付金により造成した資金に、産地確立交付金勘定と新規給調整システム定着交付金助成事業勘定の 2 つの勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して整理しなければならない。
- 2 県推進会議は、地域協議会助成事業（産地確立事業に係るものに限る。）に係る助成金の交付は産地確立交付金勘定から、新規給調整システム定着交付金助成事業に係る助成金の交付は新規給調整システム定着交付金助成事業勘定から行わなければならない。また、それぞれの勘定の資金を当該助成金の交付以外の用途に使用してはならない。
- 3 県推進会議は、国からの稲作構造改革促進交付金により造成した資金について、稲作構造改革促進交付金勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して整理しなければならない。
- 4 県推進会議は、地域協議会助成事業（稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地確立加算特別事業に係るものに限る。）に係る助成金の交付は稲作構造改革促進交付金勘定（地域協議会助成事業（稲作構造改革促進交付金に限る。）に係るもの及び流通改善対策促進事業に係るものであって交付を受けた年度に支出されなかったものに限る。）から、流通改善対策促進事業に係る助成金の交付は稲作構造改革促進交付金勘定（流通改善対策促進事業に係るものに限る。）から行わなければならない。また、当該勘定の資金を当該助成金の交付以外の用途に使用してはならない。
- 5 県推進会議は、地域協議会助成事業（産地確立事業に係るものに限る。）と地域協議会助成事業（稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地確立特別加算事業に係るものに限る。）のそれぞれについて、地域協議会ごとに収支を明確にしておかなければならない。
- 6 県推進会議は、第 1 項及び第 3 項の資金を新ふくしま農業協同組合普通貯金無利息型（決済用）口座により管理する。ただし、第 1 項と第 3 項の資金は別口座により管理する。
- 7 県推進会議は、前項の管理により生じる果実については、特に必要なものとして農林水産省総合食料局長及び生産局長が承認した場合に限り、県推進会議が実施要綱第 4 の 1 の (3) に基づき行う水田農業構造改革対策の推進に必要な経費に充てることができる。
- 8 県推進会議は、産地確立交付金勘定、新規給調整システム定着交付金助成事業

勘定及び稲作構造改革促進交付金勘定の資金に余剰が生じた場合には、これを造成年及び勘定を明確にした上で、に翌年度に繰り越すものとする。

- 9 県推進会議会長は、地域協議会助成事業、新需給調整システム定着交付金助成事業及び流通改善対策促進事業を終了した場合において、産地確立交付金勘定、稲作構造改革促進交付金勘定及び新需給調整システム定着交付金助成事業勘定の資金になお残余があるときは、その取扱いについて東北農政局長の指示を受けるものとする。

第4章 報告

(実施状況の報告)

- 第15条 地域協議会長は、毎年度、実施要領別紙様式第2-10号により産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業及び新需給調整システム定着交付金助成事業の実施状況報告書を作成し、県推進会議会長が別途定める日までに県推進会議会長に報告するものとする。

(繰越額の通知)

- 第16条 県推進会議会長は、東北農政局長に資金管理状況を報告した後、速やかにそれぞれの地域協議会長に対して、当該地域協議会の次年度への繰越額を別紙様式第11号により通知するものとする。

第5章 雑 則

(事業期間)

- 第17条 本対策の事業期間は、平成16年度から平成23年度までの8年間とするものとする。ただし、新需給調整システム定着交付金の交付金助成事業において、実施要領第5の4の(2)のイに定める地域振興作物において大豆(黒大豆を除く)を選択する場合にあっては、24年度において助成金の交付を行うことができるものとする。

(帳簿の備付け等)

- 第18条 地域協議会及びその会員は、産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業及び新需給調整システム定着交付金助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿(実施要領別紙8の地域水田農業推進協議会会計処理規程第12条及び第13条に相当する当該地域協議会の会計処理規程の条項に定める会計帳簿及び会計伝票のうち当該事業に係るものをいう。)を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

- 2 県推進会議会長は、実施要領第1の3に基づき、必要に応じて、地域協議会に対し、水田農業構造改革交付金に係る経理内容を調査し、県推進会議への助成金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

- 第19条 本業務方法書に定めるもののほか、水田農業構造改革交付金に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、東北農政局長の承認を受けてから県推進会議会長が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、東北農政局長の承認のあった日から施行する。

別紙様式第1号

番 号
年 月 日

地域水田農業推進協議会長 殿
(会長が定まっていない場合には、市町村長又は)

住 所
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
会長 【印】

平成 年度 都道府県水田農業構造改革交付金実施方針について

平成 年度 都道府県水田農業構造改革交付金実施方針を策定したので、水田農業構造改革交付金業務方法書第3条の規定に基づき通知する。

(注) 東北農政局長から承認を受けた水田農業構造改革交付金実施方針を添付する。

番 号
年 月 日

殿

住 所
地域水田農業推進協議会
会長 【印】

水田農業構造改革交付金等営農計画書に記載された取組の（全部・一部）を助成対象から除外することについて

平成 年 月 日付けで提出のあった営農計画書に記載された取組のうち、その（全部・一部）を下記のとおり助成対象から除外することとしたので、水田農業構造改革交付金業務方法書第5条第3項の規定に基づき通知する。

なお、水田農業構造改革交付金業務方法書第5条第4項の規定により不服を申し立てる場合には、この通知が到達した日から 日以内に、助成要件を満たしていることを証明する方法を書面により又は直接（事務所の所在地）に出頭の上、申し立てられたい。

記

- 1 決定の内容
の除外
××の除外
- 2 理由

により助成要件の確認を行うことが不可能であると判断したため。

番 号
年 月 日

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会長 殿

住 所
認定方針作成者名
又は都道府県団体名 【印】

平成 年度水田農業構造改革交付金（流通改善対策促進事業）の在庫数量の申請について

水田農業構造改革交付金業務方法書第6条第1項の規定に基づき申請する。

申請する在庫数量

（単位：トン）

申請する在庫数量

（注） 申請できる在庫数量は、生産年の翌年10月末に保有する持越在庫（主食用米）のうち販売未契約分に相当する数量（豊作による過剰米を除く。）の範囲内であること。

番 号
年 月 日

認定方針作成者
又は都道府県団体名 殿

住 所
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
会長 【印】

平成 年度水田農業構造改革交付金（流通改善対策促進事業）に係る支援数量、自主的目標数量及び自主的生産調整面積の決定について

水田農業構造改革交付金業務方法書第6条第2項の規定に基づき、支援数量、自主的目標数量及び自主的生産調整面積について、下記のとおり決定したので通知する。

記

支援数量 (t)	申請のあった 在庫数量 (t)	自主的目標 数量 (kg)	自主的生産 調整面積 (a)	備 考

(注) 1 自主的目標数量は、支援数量に 3 / 4 を乗じたものを記入すること。

(注) 2 自主的生産調整面積は、
認定方針作成者の場合は、自主的目標数量を統計部が公表する支援対象米穀の生産年の翌々年産米穀に係る認定方針作成者の所在地が属する作柄表示地帯別 10 アール当たり平年収量で除したものを。
都道府県団体の場合は、自主的目標数量を統計部が公表する支援対象米穀の生産年の翌々年産米穀に係る都道府県団体の所在地が属する都道府県別 10 アール当たり平年収量で除したものを。
を記入すること。

(注) 3 申請のあった在庫数量に対して削減した支援数量を通知する場合は、その削減方法を備考欄に記入すること。

番 号
年 月 日

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会長 殿

住 所
地域水田農業推進協議会
会長 【印】

平成 年度分第 回水田農業構造改革交付金〔及び平成 年度分第 回水田農業構造改革交付金（稲作構造改革促進交付金）〕に係る助成金の請求について

水田農業構造改革交付金業務方法書第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき下記のとおり助成金を請求する。

記

- 1 地域協議会助成事業
(1) 産地確立事業及び産地確立特別加算事業

請求額：産地確立事業 円
産地確立特別加算事業 円
（うち稲作構造改革促進事業分 円）
（うち担い手集積加算事業分 円）

請求の内容：

（単位：円）

助成金の使途の名称	助成可能枠又は前回請求後の助成可能枠との差額		請 求 額						今回請求後の助成可能枠との差額		備考
			産地確立事業		産地確立特別加算事業						
			当該年度分	前年度繰越分	稲作構造改革促進事業分		担い手集積加算事業分				
					当該年度分	前年度繰越分	当該年度分	前年度繰越分			
合 計											

- (注) 1 産地確立計画書で記載された助成金の使途ごとに記入すること。
2 備考欄には、助成金の使途ごとに内訳を記入すること。
3 助成金の使途ごとの交付額の計算の基礎となった資料及び助成要件の確認資料を提示すること。
4 助成可能枠又は前回請求後の助成可能枠との差額を超えた場合には、その際にとった措置を記入すること。
5 県推進会議から「次年度への繰越額の通知があった場合には、当該額分を「助成可能枠又は前回請求後の助成可能枠との差額」から控除すること。

(2) 稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業

請求額：稲作構造改革促進事業 円
担い手集積加算事業 円
担い手集積加算事業(年度分 円)

請求の内容：

(単位：円)

事業名	補てんに必要な額又は前回請求後の補てんに必要な額との差額	請求額	今回請求後の補てんに必要な額との差額	備考
稲作構造改革促進事業				
担い手集積加算事業				
合計				
担い手集積加算事業 (年度分)				

(注) 助成金の用途ごとの交付額の計算の基礎となった資料及び助成要件の確認資料を提示すること。

2 新需給調整システム定着交付金助成事業

(1) 請求額： 円

(2) 請求の内容

(単位：円)

使途の区分及び 使途の名称	作目等区分	員数	単価	請求額	備考
大幅な超過達成 に関する使途 地域振興作物の 振興に関する使途 その他意欲的な 生産調整に関する 使途					
	合 計				

(注) 1 使途ごとに記入すること。

2 助成金の使途ごとの交付額の計算の基礎となった資料及び助成要件の確認資料を提示すること。

3 振込先

< 記入上の注意 > 担い手集積加算事業の前年度分を請求する時は、件名の〔 〕を追加する。

番 号
年 月 日

地域水田農業推進協議会長 殿

住 所
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
会長 【印】

平成 年度分第 回水田農業構造改革交付金〔及び平成 年度分第 回水田
農業構造改革交付金（稲作構造改革促進交付金）〕に係る助成金額について

平成 年 月 日付け 第 号で請求のあった水田農業構造改革交付金に係る助成金額に
ついては、下記のとおり交付したので、水田農業構造改革交付金業務方法書第8条第4項及
び第10条第3項に基づき通知する。

なお、新需給調整システム定着交付金の活用方針に基づき交付額の調整を行ったので、水
田農業構造改革交付金業務方法書第10条第4項に基づき併せて通知する。

記

- 1 地域協議会助成事業
(1) 産地確立事業

(単位：円)

	交 付 額	
		う ち 国 費 分
既 交 付 額		
今 回 交 付 額		
助成可能枠との差額		

(2) 産地確立特別加算事業

(単位 : 円)

	交 付 額		
	う ち 国 費 分		
	稲作構造改革 促進事業分	担い手集積加算 事業分	
既 交 付 額			
今 回 交 付 額			
助成可能枠との差額			

(注) 地域協議会に次年度への繰越額の通知を行った場合には、当該額分を「助成可能枠又は前回請求後の助成可能枠との差額」から控除すること。

(3) 稲作構造改革促進事業

(単位 : 円)

	交 付 額	
	う ち 国 費 分	
既 交 付 額		
今 回 交 付 額		
補てんに必要な額との差額		

(4) 担い手集積加算事業

年度分

(単位 : 円)

	交 付 額	
	う ち 国 費 分	
既 交 付 額		
今 回 交 付 額		
補てんに必要な額との差額		

年度分

(単位：円)

	交 付 額	
		う ち 国 費 分
既 交 付 額		
今 回 交 付 額		
補てんに必要な額との差額		

2 新需給調整システム定着交付金

(単位：円)

	交 付 額	
		う ち 国 費 分
請 求 額		
交 付 額		

交付額の調整の結果及びその理由

(注) は県推進会議が新需給調整システム定着交付金の活用方針に基づき交付額の調整を行った場合にのみ記載すること。

<記入上の注意> 担い手集積加算事業の前年度分を通知する時は、件名の〔 〕を追加する。

番 号
年 月 日

殿

住 所
地域水田農業推進協議会
会長 【印】

平成 年度分水田農業構造改革交付金に係る助成金額の通知について
(月 ~ 月分)

平成 月 日付けで提出のあった営農計画書兼助成金申請の内容のうち下記の内容について助成金を交付したので通知する。

- 1 なお、営農計画書と記載内容が異なる点については、本協議会が助成要件等の確認を行った結果、営農計画書の内容に誤りがあった又は要件を満たさなかったことによるものであることを申し添える。
- 2 また、 により(単価調整・翌年度支払い・)を行うこととしたので併せて申し添える。

記

1 産地確立事業及び産地確立特別加算事業 (単位：円)

助成金の使途の 名称	作物等 区 分	員数	単価	交付額		備 考
					うち 国費	
計						

- (注) 1 助成要件等の確認結果に基づき、営農計画書の内容について、助成要件等の確認結果に基づき、営農計画書の内容を修正した場合には、修正に係る欄に2段書き(上段に修正前をカッコ書き、下段に修正後)するか、その修正の内容を備考欄に記載するか、又はその修正の内容を別葉に記載して添付すること。2及び3の表においても同じ。
- 2 単価調整等を実施した場合には、その旨を備考欄に記載するか、又はその旨を別葉に記載して添付すること。2及び3の表においても同じ。
- 3 電算機等による処理等による場合には、内容の変更を伴わない限り必要に応じて様式を変更できるものとする。2及び3の表においても同じ。

2 稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業

(単位：円)

助成金の 用途の名称	面積	単価	交付額	うち	備考
				国費	
米価下落等の補てん (基本部分)					
米価下落等の 補てん(担い 手集積加算)	当年度分				
	前年度分				
計					

(注) 当年度が2年かけて集積する場合の1年目にあたる場合等、当年度に支払わない部分がある場合には、その旨を当年度分の備考欄に記述すること。

3 新需給調整システム定着交付金助成事業

(単位：円)

用途の区分及び使 途の名称	作目等 区分	員数	単価	交付額	うち	備考
					国費	
大幅な超過達成 に関する用途						
地域振興作物の 振興に関する用途						
その他意欲的な 生産調整に関する 用途						
計						

記入上の注意

- 1 助成要件等の確認結果に基づき、営農計画書の内容を修正した場合には、1を記載すること。
- 2 単価調整等を実施した場合には、2を記載すること。

平成 年度水田経営所得安定対策の加入状況確認書

番 号
年 月 日

福島農政事務所長 殿
(東北農政局長)

所在地
団体名 地域水田農業推進協議会
代表者 印

下記の者については、平成 年度の水田経営所得安定対策に加入していないことを
確認願います。

記

フリガナ 氏 名	住 所

(加入者がいる場合は、二重線で削除する。)

上記の者については、平成 年度の水田経営所得安定対策に加入していないことを確認
します。

平成 年 月 日

福島農政事務所長 印
(東北農政局長)

番 号
年 月 日

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会長 殿

住 所
認定方針作成者名
又は都道府県団体名 【印】

平成 年度水田農業構造改革交付金（流通改善対策促進事業）に係る助成金の
請求について

水田農業構造改革交付金業務方法書第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金を請求する。

支援数量 (トン)	×	助成単価 (円/トン)	=	請求額 (円)

- (注) 1 助成単価は、1トン当たり4,000円を上限とする。
2 支援対象者が保有する販売未契約米穀の数量を証明する書類を添付すること。
3 支援対象経費の証明書を添付すること。

番 号
年 月 日

住 所
認定方針作成者名
又は都道府県団体 殿

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会長

平成 年度水田農業構造改革交付金（流通改善対策促進事業）に係る助成金額
について

平成 年 月 日付け 第 号で請求のあった水田農業構造改革交付金（稲作構造改革促進交付金）に係る助成金額については、下記のとおり交付したので、水田農業構造改革交付金（産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金）業務方法書第11条第2項の規定に基づき通知する。

交付額 (円)	備 考

(注) 交付額が請求額と一致しない場合には、その理由等を備考欄に記載する。

番 号
年 月 日

地域水田農業推進協議会長 殿

住 所
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
会長 【印】

水田農業構造改革交付金に係る次年度（平成 年度）への繰越額について

地域水田農業推進協議会の次年度（平成 年度）への繰越額については、水田農業構造改革交付金業務方法書第 1 6 条に基づき、下記のとおり通知する。

記

（単位：円）

	全 体	
		う ち 国 費 分
産地確立交付金		
稲作構造改革促進 交付金のうちの産 地確立（づくり） 特別加算事業分	うち稲作構造改 革促進事業分	
	うち担い手集積 加算事業分	
	小 計	
合 計		